

令和 6 年度 土地改良換地士資格試験

B — 1

1. これから午後の試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、B－2 の表紙にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験B－1 は、実務に関する試験の問題で、全部で 6 問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をB－2 の各欄に正確に記入して下さい。
問 1 については、B－2 の 1 頁から13頁までです。
問 2 については、B－2 の14頁から15頁までです。
問 3 については、B－2 の16頁です。
問 4 については、B－2 の17頁から20頁までです。
問 5 については、B－2 の21頁です。
問 6 については、B－2 の21頁です。
5. 解答時間は、3 時間です。

（問 1） 別紙1の資料（1.現形図 2.従前の土地の明細 3.換地図 4.換地の明細）により、換地計画書（B－2の1頁から13頁までの地区総計表、所有権に関する明細、所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細、その他特別の定めをする土地の明細、換地設計総括表（1.（2）団地計画の内容）、土地改良法第53条第1項ただし書に係る同意書、不換地・特別減歩申出書、創設換地取得同意書）を作成しなさい。

（作成上の留意事項）

- 1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
- 2. 所有権以外の権利又は処分の制限がなく、かつ、不換地又は特別減歩を行わない場合は、所有権に関する明細中組合せごとの「換地交付基準額」、「換地交付基準地積」、「地積の増減の割合」、「清算金」欄の記入は、省略してよい。
- 3. 各筆換地等明細書は、該当する権利者等の住所及び氏名又は名称並びに土地の所在を必ず記入すること。また、換地と従前の土地の組合せが明らかになり、かつ、その組合せごとの換地及び従前の土地の各筆が明らかになるよう、それぞれに横線を引いて区分すること。
- 4. 賃借権のある土地は、中村県農林公社が農地中間管理権を設定し、転借人に貸付が行われており、転借人が組合員となっているものとする。
- 5. 賃借権のある土地の換地清算金は、耕作者を対象とすること。
- 6. 地積を特に減じて換地を定めた従前の土地にあつては、所有権に関する明細中「記事」欄の記入は、省略してよい。
- 7. 担保権設定のある土地は、補償金等の供託は行わないものとする。
- 8. 事業主体は、谷川沿岸土地改良区とする。
- 9. 同意書等の作成において、中村県農林公社、中西郡広秋村、大田自治会及び谷川沿岸土地改良区が該当する場合は、代表者名は省略するものとする。

（問 2） 別紙2の登記事項証明書（7筆）により、従前地各筆調書（B－2の14頁から15頁）を作成しなさい。

（作成上の留意事項）

- 1. 斜線を引いた欄は、記入しなくてよい。
- 2. 所有者欄の住所及び氏名は、省略せず記入すること。
- 3. 共有地の場合は、所有者欄（住所、氏名及び持分）に共有者全員分について記入すること。
- 4. 表題部・権利部の記録証明は、試験の便宜上省略するものとする。

（問 3） 下山竹郎が所有者として登記されている土地について、代位登記を申請する必要があるので、別紙3の改製原戸籍謄本、全部事項証明書の範囲内で相続人を調査し、本籍及び氏名並びに法定相続分を（B－2の16頁）に記入しなさい。

（作成上の留意事項）

- 1. 下山里代の婚姻前〔山田里代〕には、子が存在しないものとする。
- 2. 新戸籍編製のために除籍となっている者については、新戸籍地で生存しているものとする。
- 3. 本籍及び氏名は、省略せず記入すること。

（問 4） 下表に掲げる土地（6筆）について、登記申請書（B－2の17頁から20頁）を作成しなさい。

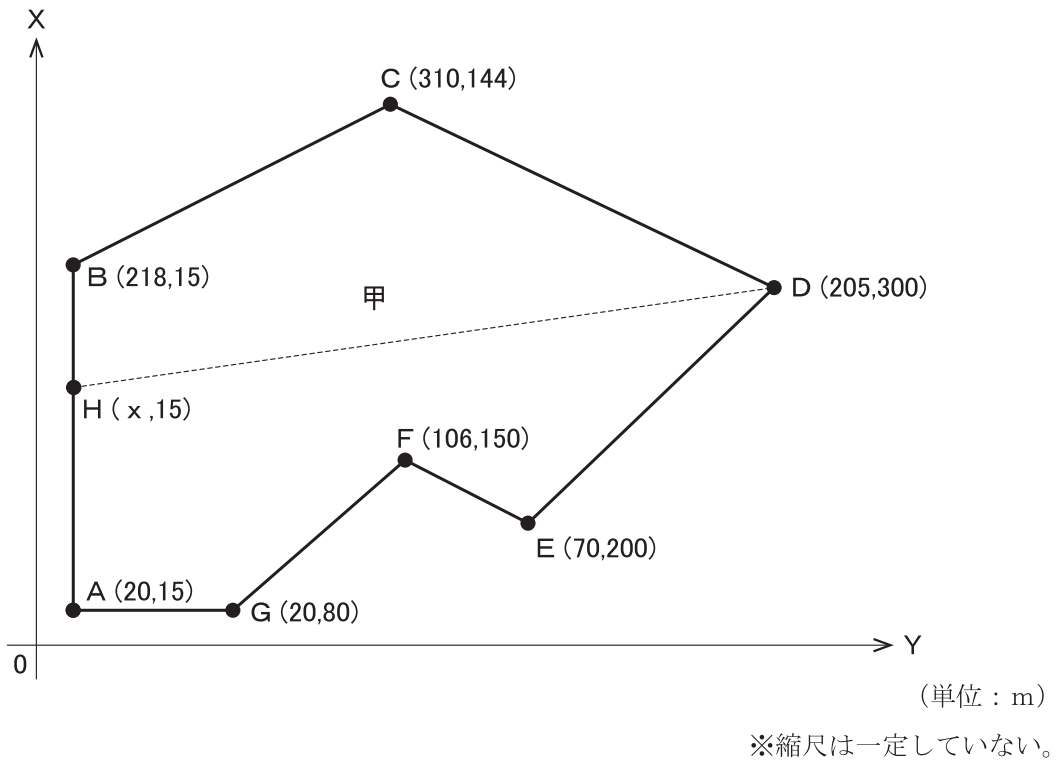
（作成上の留意事項）

- 1. 登記申請書には、「登記の目的」、「原因」、「被代位者（所有者）」、「代位原因」、「不動産の表示」等の各該当欄（）に必要な事項を記入すること。
- 2. 解答の記入に際しては、下表の整理番号とB－2の整理番号が一致するように記入すること。

整理 番号	登記簿に記載された土地の表示				登記簿に記載された所有者			備 考
	所 在	地 番	地目	地 積 m ²	住 所	氏 名	持 分	
1	治部市小春字向	21番2	田	439		佐 藤 麻 美		別紙4の相続関係説明図参照のこと。 ただし、所有権の登記がない。(未登記の土地)
2	坂野市森山字高台	14番	畑	1945	下平間郡米野町 田代字堤16番地	(共有者) 井 川 隆	1/3	別紙4の相続関係説明図参照のこと。
					草苅市 竹本1丁目1番3号	(共有者) 川野みちる	2/3	相続を要しない。
3	日下市舟山字宮	149番1	畑	230	寺本市 川原字丸子27番地	渡 辺 邦 広		別紙4の相続関係説明図参照のこと。
4	川代市白山字花沢	54番	田	2015	沢水市 大正字増田3番地1	仲 本 竜 一		氏名の更正 別紙5の所有権登記名義人関係書類参照のこと。
5	北原市絹川字沢の下	120番1	田	1132	柿崎郡並木町 赤木字三沢1番地	安 食 誠		住所の変更、更正 別紙5の所有権登記名義人関係書類参照のこと。
6	藤山市片岡字新田	12番2	田	954	矢野市 中央3丁目2番12号	川 越 悟		地域内に一筆の一部が編入される分筆。 別紙6の地積測量図参照のこと。(測量地積の誤差は精度区分の許容範囲を超える。)

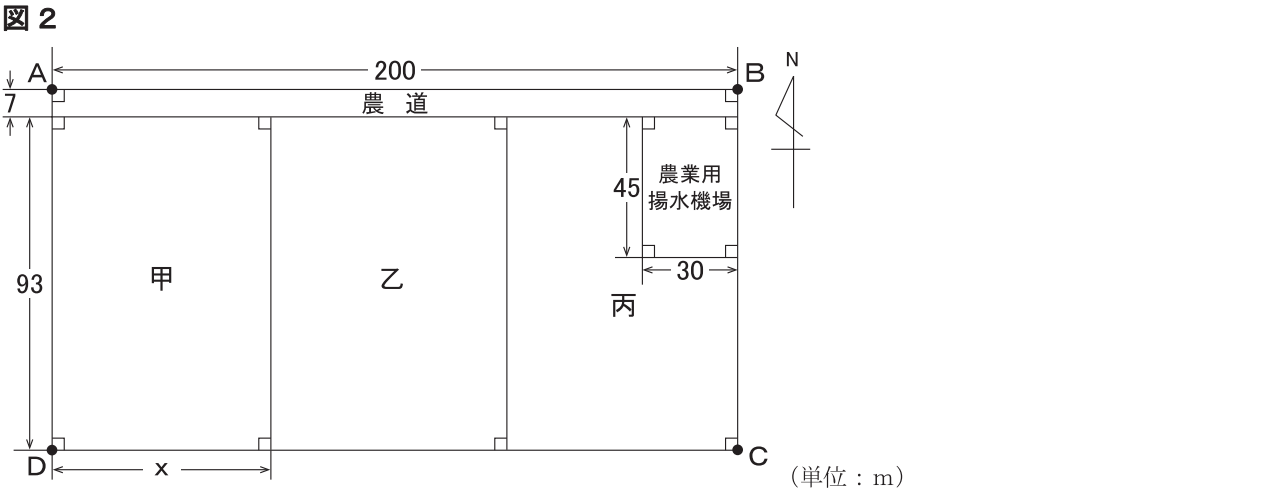
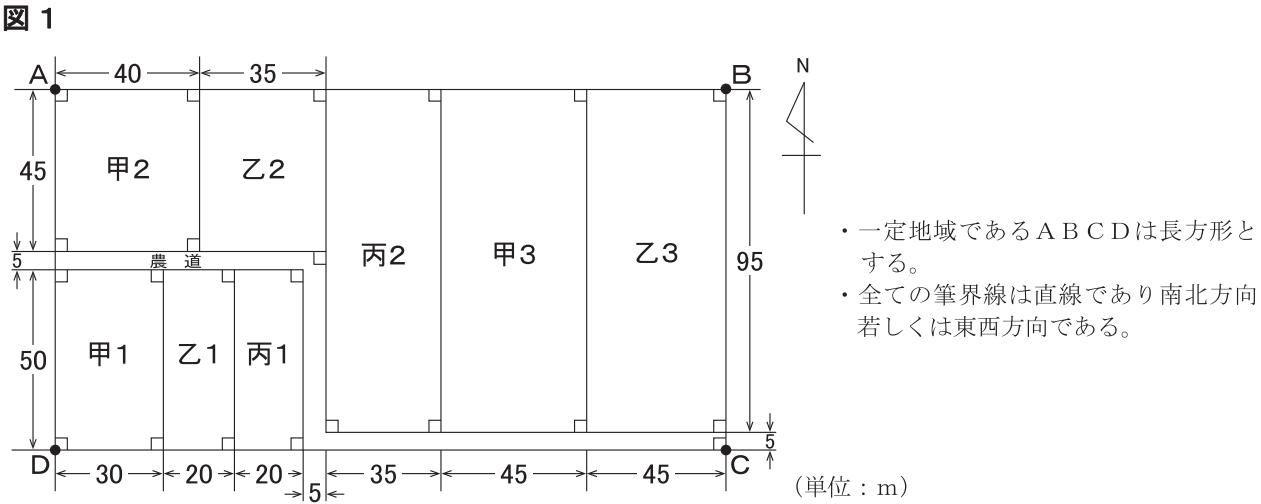
（問 5） 下図に示す甲の土地は、実線を筆界線とする平面上の多角形であり、各筆界点A、B、C、D、E、F、Gには平面直角座標が与えられている。この土地について次の各問に答えなさい。

- （1） 甲の土地の面積を求めなさい。ただし、小数点以下第1位を四捨五入して、整数値で求めるものとする。
- （2） （1）で求めた面積を用いて、この土地を二等分する直線DHを定めるとき、筆界線AB上にある点Hのx座標値を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで求めるものとする。



（問 6） 図1の一定地域（甲、乙、丙の所有農地と農道）において、ほ場整備事業を実施することとした。図2の換地計画原案に係る換地計画原案図のとおり、農道を機能交換するとともに農業用揚水機場の用地を創設換地により新たに生み出すこととした。なお、甲は自己の所有農地の10分の1の地積を特に減じると申し出ており、当該地積は換地交付の対象から除くこととした。このとき、次の各問に答えなさい。

- （1） 換地交付率（％）を求めなさい。ただし、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求めるものとする。
- （2） （1）で求めた換地交付率を用いて、甲、乙、丙の換地交付基準地積を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。
- （3） （2）で求めた地積により換地選定をするとき、図2のxの値を求めなさい。ただし、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

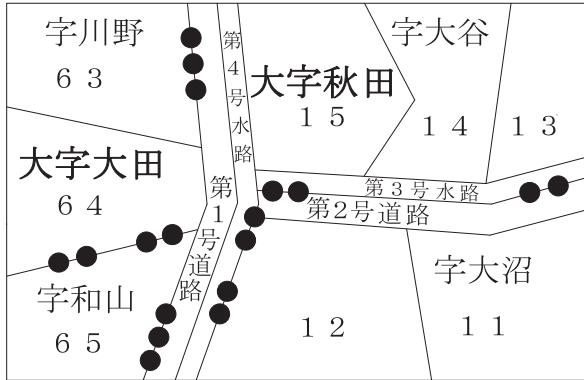


※図1、図2とも縮尺は一定していない。

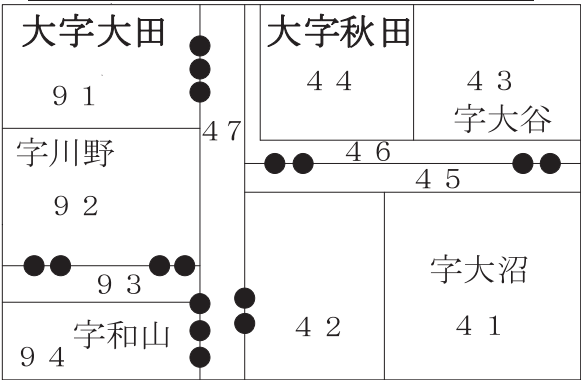
〔別紙 1〕

現 形 図
従 前 の 土 地 の 明 細
換 地 図
換 地 の 明 細

1. 現形図(所在 中西郡広秋村)



3. 換地図(所在 中西郡広秋村)



凡 例	
大 字 界	
字 界	

(注)
(1) 現形図及び換地図の道路・水路は、農業機械の継続作業をするための横断が可能なものとする。
(2) 各図面は各土地の配置を示すものであり、縮尺は一定していない。

2. 従前の土地の明細(大字、字名は現形図参照)

所有権登記の有無	地番	地 目	用 途	地 積 (㎡)	評 定		換 地 交 付 基 準 額 (円)	換地交付 基 準 積 (㎡)	所有権及び 地役権以外 の権利又は 処分の制限	所有者の住所氏名	農地中間管理権設定者の 住所・名称 耕作者の住所・氏名
					等位	価 額 (円)					
	12	田	田	2,102	4	5,675,400	6,141,751	1,985		中西郡広秋村大字秋田31番地 石 井 友 也	
	14	田	田	1,414	7	3,393,600	3,707,311	1,335	賃借権	中西郡広秋村大字大田83番地 高 森 久 美	杉本市石原3丁目2番1号 中村県農林公社 中西郡広秋村大字秋田31番地 石 井 友 也
	63	田	田	1,599	3	4,477,200	4,831,955	1,510	(登) 根抵当権	同 上	
	11	田	田	1,711	6	4,277,500	4,657,103	1,616		中西郡広秋村大字秋田35番地 山 根 公 一	
	15	田	田	1,621	6	4,052,500	4,412,136	1,531		同 上	
無	65	畑	畑	1,576	8	3,624,800	3,974,452	1,488		同 上	
	13	田	田	799	7	1,917,600	2,094,866	755		中西郡広秋村大字大田78番地 長 井 研 太	
	64	田 1012㎡を特に減じた	田 (	1,553 541	5	4,037,800 1,406,600	4,157,826 1,526,626	511		同 上	
計				12,375		31,456,400	33,977,400	10,731			
内 訳		田	田	10,799		27,831,600	30,002,948	9,243			
		畑	畑	1,576		3,624,800	3,974,452	1,488			
第1号道路	公衆用道路	道 路		836						中 西 郡 広 秋 村	
第2号道路	公衆用道路	道 路		787						同 上	
第3号水路	用悪水路	水 路		413						同 上	
第4号水路	用悪水路	水 路		589						同 上	
計				2,625							
合 計				15,000		31,456,400	33,977,400	10,731			

4. 換地の明細(大字、字名は換地図参照)

地番	地 目	用 途	地 積 (㎡)	評 定		所有者の氏名	農地中間管理権 設定者の名称 耕作者の氏名
				等位	価 額 (円)		
42	田	田	2,412	1	7,236,000	石 井 友 也	
44	田	田	1,289	2	3,738,100	高 森 久 美	中村県農林公社 石 井 友 也
91	田	田	1,633	2	4,735,700	同 上	
41	田	田	1,867	1	5,601,000	山 根 公 一	
92	畑	畑	2,016	3	5,644,800	同 上	
43	田	田	1,514	2	4,390,600	長 井 研 太	
小 計			10,731		31,346,200		
94	宅 地	(非) 集会場用地	1,012.00	5	2,631,200	中西郡広秋村大字大田7番地 大田自治会	
93	公衆用道路	農業用 道 路	445			上村市北区正木69番地 谷川沿岸土地改良区	
計			12,188		33,977,400		
内 訳	田	田	8,715		25,701,400		
	畑	畑	2,016		5,644,800		
	宅 地	(非) 集会場用地	1,012.00		2,631,200		
	公衆用道路	農業用 道 路	445				
45	公衆用道路	道 路	733			中 西 郡 広 秋 村	
47	公衆用道路	道 路	1,216			同 上	
46	用悪水路	水 路	863			同 上	
計			2,812				
合 計			15,000		33,977,400		

〔別紙 2〕

登 記 事 項 証 明 書

表 題 部（土地の表示）		調製	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	和田郡平田町大字北川字水口			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
25番3	田		451	25番から分筆 〔昭和56年5月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日	
余白	宅地		45115	②③平成17年6月6日地目変更 〔平成17年7月20日〕	

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和60年10月21日 第3140号	原因 昭和55年9月11日相続 共有者 和田郡平田町大字北川字中林39番地 持分6分の4 川 林 春 子 和田郡平田町大字北川字中林39番地 持分6分の1 川 林 昭 子 山元市山元町山元211番地 持分6分の1 川 林 達 雄 順位4番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年4月11日 第2576号	原因 平成16年3月25日住所移転 共有者川林昭子の住所 山元市山元町森山22 2番地2
付記2号	1番登記名義人表示変更	平成20年7月25日 第4550号	原因 平成20年6月11日氏名変更 共有者川林昭子の氏名 北 山 昭 子
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	川林春子持分抵当権設定	平成17年8月25日 第5015号	原因 平成17年7月26日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金〇〇〇万円 利息 年〇・〇〇%（年365日日割計算） 損害金 年〇〇・〇〇%（年365日日割計算） 債務者 和田郡平田町大字北川字中林39番地 川 林 春 子 抵当権者 和田郡和田町大字和田字和田25番 地 和 田 銀 行 株 式 会 社 共同担保 目録(イ)第1260号

表 題 部（土地の表示）		調製	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	和田郡平田町大字北川字水口			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
46番	畑		387	余白	
46番1	余白		76	①③46番1、46番2に分筆 〔昭和59年3月7日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日	

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成2年2月15日 第666号	原因 昭和63年8月18日相続 所有者 和田郡平田町大字北川字中林68番地 2 川 山 大 助 順位4番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成21年7月24日 第4812号	原因 平成21年7月1日住所移転 住所 山元市山元町畑山118番地
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日
2	所有権移転	令和3年10月18日 第6318号	原因 平成25年8月18日相続 所有者 山元市山元町畑山118番地 川 山 太 一 代位者 ○ ○ 県 代位原因 土地改良登記令第2条第5号

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地上権設定	昭和59年7月25日 第2305号	原因 昭和59年5月8日設定 目的 農業用水路所有のため 範囲 東京湾平均海面の上24・40mから1 2・30mの間 存続期間 60年 地代 金〇〇万円 支払方法 一時払 特約 1、地上権設定の範囲を掘削し、又は形 質を変更しないものとする。2、地上に1㎡ 当り1・5トン以上の加重をかけてはなら ない。3、この土地に建物又は堅固な工作物を 設置する場合は事前に同意を得ること。 地上権者 和 田 郡 平 田 町 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇

表 題 部（土地の表示）			調製	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余 白	筆界特定	余 白			
所 在	和田郡平田町大字北川字水口				余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
56番5	田		567	56番3から分筆 〔昭和58年6月21日〕		
余 白	余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日		
余 白	余 白		476	③56番5、56番6に分筆 〔平成10年9月7日〕		
余 白	余 白		1467	③65番1を合筆 〔平成26年3月3日〕		

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成3年8月5日 第5005号	原因 平成2年3月12日相続 所有者 和田郡平田町大字北川字中林57番地3 仲 谷 栄 三 順位3番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日
2	合併による所有権登記	平成26年3月3日 第1786号	所有者 和田郡平田町大字北川字中林57番地3 仲 谷 栄 三
3	所有権移転請求権仮登記	平成30年2月27日 第1459号	原因 平成30年1月23日売買予約 権利者 和田郡平田町大字北川字大林68番地 岩 原 三 郎
	余 白	余 白	余 白

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成28年2月25日 第1540号	原因 平成28年1月23日設定 極度額 金〇〇〇万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小 切手債権 債務者 和田郡平田町大字北川字中林57番地3 仲 谷 栄 三 根抵当権者 和田郡和田町大字和田字和田3番 地 和 田 農 業 協 同 組 合 共同担保 目録(け)第3860号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

＊ 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

1／1

表 題 部（土地の表示）			調製	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余 白	筆界特定	余 白			
所 在	和田郡平田町大字南山字日高				余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
62番3	田		2387	62番から分筆 〔昭和58年11月10日〕		
余 白	畑		578	②年月日不詳地目変更 ③62番3、62番4、62番5に分筆 〔平成2年7月10日〕		
余 白	余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日		

権 利 部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和61年10月8日 第3127号	原因 昭和58年10月12日相続 所有者 和田郡平田町大字南山字高山38番地 森 畑 公 二 順位1番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日
2	所有権移転	平成10年3月16日 第2122号	原因 平成8年7月21日相続 共有者 和田郡平田町大字南山字高山38番地 持分4分の2 森 畑 公 美 <u>和田郡平田町大字南山字高山38番地</u> 持分4分の1 森 畑 治 三 和田郡平田町大字南山字高山38番地 持分4分の1 森 畑 光 子
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成15年3月5日 第1924号	原因 平成15年2月22日住所移転 共有者森畑治三の住所 山元市山元町山田25 0番地5
3	森畑光子持分全部移転	平成15年5月15日 第3460号	原因 平成15年3月25日贈与 共有者 山元市山元町山田250番地5 持分4分の1 森 畑 治 三

権 利 部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
<u>1</u>	<u>根抵当権設定</u>	<u>昭和61年10月15日</u> <u>第3223号</u>	原因 <u>昭和61年9月25日設定</u> <u>極度額 金〇〇〇万円</u> <u>債権の範囲 消費貸借取引 売買取引 当座貸</u> <u>越取引 保証取引 手形債権 小切手債権</u> <u>債務者 和田郡平田町大字南山字高山38番地</u> <u>森 畑 公 二</u> <u>根抵当権者 和田郡和田町大字和田字和田2.5</u> <u>番地</u>

＊ 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

1／2

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
			和 田 銀 行 株 式 会 社 共同担保 目録(お)第250号 順位1番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日
2	根抵当権設定	平成7年6月8日 第3737号	原因 平成7年5月15日設定 極度額 金〇〇〇万円 債権の範囲 消費貸借取引 手形割引取引 当 座貸越取引 保証委託取引 売買取引 保証 取引 手形債権 小切手債権 債務者 和田郡平田町大字南山字高山38番地 森 畑 公 二 根抵当権者 和田郡和田町大字和田字和田25 番地 和 田 銀 行 株 式 会 社 共同担保 目録(㉔)第852号
3	1番根抵当権抹消	平成10年12月22日 第7761号	原因 平成10年12月5日解除
4	抵当権設定	平成11年4月16日 第2226号	原因 平成11年3月14日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金〇〇〇万円 利息 年〇・〇〇% (年365日日割計算) 損害金 年〇〇・〇〇% (年365日日割計算) 連帯債務者 和田郡平田町大字南山字高山38番地 森 畑 公 美 和田郡平田町大字南山字高山38番地 森 畑 治 三 和田郡平田町大字南山字高山38番地 森 畑 光 子 抵当権者 太田市太田町太田1番地 太 田 銀 行 株 式 会 社 共同担保 目録(け)第680号

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	和田郡平田町大字南山字日高			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
77番	田	3293		余 白	
77番1	余 白	339		①③77番1ないし77番5に分筆 〔昭和63年5月18日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部移転	平成2年3月7日 第922号	原因 平成2年1月25日売買 所有者 和田郡平田町大字北川字中林37番地 3 仲 原 一 郎 順位3番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成4年12月3日

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 〇〇〇〇〇〇

表 題 部 (土地の表示)			調製	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余 白		筆界特定	余 白		
所 在	和田郡平田町大字南山字日高				余 白	
① 地 番		②地 目	③ 地 積		㎡	
89番		雑種地	158		余 白	
余 白		余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年12月3日	
所 有 者	原 岩 章 夫					

表 題 部			(土地の表示)		調製	平成4年12月3日	不動産番号	00000000000000
地図番号	余 白			筆界特定	余 白			
所 在	和田郡平田町大字南山字日高						余 白	
① 地 番		②地 目	③ 地 積			㎡	原因及びその日付 〔登記の日付〕	
95番2		田	4378				余 白	
余 白		余 白	余 白				昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年12月3日	
余 白		余 白	3454				③95番2、95番3に分筆 〔平成10年3月10日〕	
余 白		余 白	3445				③錯誤 〔平成11年4月20日〕	

権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成２年９月５日 第５５７７号	原因 平成２年２月１６日相続 所有者 和田郡平田町大字南山字大山７３番地 仲 山 輝 夫 順位２番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成４年１２月３日
2	所有権移転請求権仮登記	平成１８年５月１９日 第３２６３号	原因 平成１８年４月２０日売買予約 権利者 和田郡平田町大字春川字春山５９番地 元 川 年 実
	余 白	余 白	余 白
付記１号	２番所有権移転請求権の移転	平成１９年１２月１０日 第７７３２号	原因 平成１９年１１月５日売買 権利者 和田郡平田町大字南山字大山９３番地 笹 川 正 実

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

1／1

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申告に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 〇〇〇〇〇〇

1／1

〔別紙 3〕

改 製 原 戸 籍 謄 本

全 部 事 項 証 明 書

本籍										本									
〇〇縣丘山郡浜畑村大字谷林字草谷七拾五番地																			
本籍ニ於テ出生父下山和一届出明治参拾八年拾月四日受附入籍																			
大正九年九月拾四日前戸主和一死亡に因り家督相续届出同月拾七日受附																			
山原竹子ト婚姻届出昭和四年八月五日受附																			
昭和式拾九年拾月壹日行政区画変更につき同日本籍欄中「浜畑町」と更正職務執行者																			
昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾参年四月壹日本戸籍改製																			
昭和参拾貳年法務省令第二十七号により昭和参拾九年七月七日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除																			
丘山郡浜畑村大字谷林字大林五拾五番地戸主山原三治式女昭和四年八月五日下午山和郎ト婚姻届出同日入籍																			
本籍ニ於テ出生父下山和郎届出昭和五年拾壹月拾四日受附入籍																			
田山義美と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾五年八月八日受附																			
丘山郡浜畑町大字大山字谷山五拾八番地に新戸籍編製につき除籍																			
妻										主									
父 山原三治										父 下山和一									
母 式女										母 亡									
出生 明治四拾年九月 参日										出生 明治参拾八年拾月 壹日									
長女										前戸主ノ続柄									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									
出生 昭和五年拾壹月拾参日										出生 昭和五年拾壹月拾参日									
長女										長男									
父 下山和一										父 下山和一									
母 竹子										母 亡									

本籍ニ於テ出生父下山和郎届出昭和八年七月拾日受附入籍印										
中田信夫と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾参年七月式拾八日受附丘山郡浜畑町大字大谷字川谷拾参番地に新戸籍編製につき除籍印										
本籍ニ於テ出生父下山和郎届出昭和拾年八月拾式日受附入籍印										
山田里代と婚姻夫の氏を称する旨届出昭和参拾式年五月拾五日受附丘山郡浜畑町大字谷林字草谷七拾五番地に新戸籍編製につき除籍印										
男 長					女 式					
出生		竹郎			母		父		出生	
昭和 拾年 八月 九日					下 山 和 郎		昭和 八年 七月 七日			
					長男				式女	

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項
による改製につき平成拾七年七月九日消除[㊤]

本籍												氏名	
〇〇県丘山郡浜畑町大字谷林字草谷七拾五番地												下山竹郎	
婚姻の届出により昭和参拾弐年五月拾五日夫婦につき本戸籍編製㊤													
昭和拾年八月九日丘山郡浜畑村大字谷林字草谷七拾五番地で出生父下山和郎届出同月拾弐日受附入籍㊤													
昭和参拾弐年五月拾五日山田里代と婚姻届出丘山郡浜畑町大字谷林字草谷七拾五番地下山和郎戸籍より入籍㊤													
												父	下山和郎
												母	竹子
												男長	
												父	山田省一
												母	好子
												女次	
												妻	里代
												父	下山竹郎
												母	里代
												男長	
												生出	昭和参拾五年七月七日
												竹一	
												生出	昭和参拾五年七月七日

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。

昭和参拾八年式月拾日本籍で出生父下山竹郎届出同月拾式日受附入 籍印														平成参年九月式拾式日梅山竜二と婚姻届出同月式拾五日〇〇県丘山 郡大浜町長から送付同町大字大浜字谷浜参拾七番地に夫の氏の新戸籍編 製につき除籍印														昭和四拾壹年壹月九日本籍で出生父下山竹郎届出同月拾壹日受附入 籍印														平成九年参月拾五日嶋山明夫と婚姻届出同月拾八日〇〇県赤林市長 から送付同市西区松川町大福九拾八番地に夫の氏の新戸籍編製につき除 籍印																																																																																																	
生出														母														父														生出														母														父																																																																					
																																										昭和四拾壹年 壹月 九日														仁代														母														父														下山竹郎														里代														女式													
																																																								昭和参拾八年 式月 拾日														里子																												女長																																									

除 籍 本 籍 氏 名	(2の1)	全 部 事 項 証 明
	〇〇県丘山郡浜畑町大字谷林字草谷 7 5 番地 下山 竹郎	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成17年7月9日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記録されている者	【名】竹郎 【生年月日】昭和10年8月9日 【父】下山和郎 【母】下山竹子 【続柄】長男	
身分事項 出 生 婚 姻 死 亡	【出生日】昭和10年8月9日 【出生地】〇〇県丘山郡浜畑村 【届出日】昭和10年8月12日 【届出人】父	
	【婚姻日】昭和32年5月15日 【配偶者氏名】山田里代 【従前戸籍】〇〇県丘山郡浜畑町大字谷林字草谷 7 5 番地 下山和郎	
	【死亡日】平成20年11月7日 【死亡時分】午前8時 【死亡地】〇〇県丘山郡浜畑町 【届出日】平成20年11月8日 【届出人】親族 下山里代	
戸籍に記録されている者	【名】里代 【生年月日】昭和11年3月3日 【父】山田省一 【母】山田好子 【続柄】二女	
身分事項 出 生	【出生日】昭和11年3月3日 【出生地】〇〇県丘山郡浜畑村 【届出日】昭和11年3月4日 【届出人】父	
婚 姻	【婚姻日】昭和32年5月15日	

発行番号 〇〇〇〇〇

以下次頁

(2の2)		全 部 事 項 証 明
配偶者の死亡	【配偶者氏名】下山竹郎 【従前戸籍】〇〇県丘山郡浜畑町大字大林字海山 8 8 番地 山田省一	
死 亡	【配偶者の死亡日】平成20年11月7日	
	【死亡日】平成30年9月6日 【死亡時分】午後9時 【死亡地】〇〇県丘山郡浜畑町 【届出日】平成30年9月7日 【届出人】親族 下山雪美	
		以下余白

発行番号 〇〇〇〇〇

これは、除籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

〇〇年〇〇月〇〇日

改製原戸籍

平成六年法務省令第五十一号附則第二条第一項
による改製につき平成拾七年七月九日消除

本 籍										氏 名	
〇〇県丘山郡浜畑町大字谷林字草谷七拾五番地										下 山 竹 一	
婚姻の届出により昭和六拾年六月七日夫婦につき本											
戸籍編製⑩											
昭和参拾五年七月七日丘山郡浜畑町大字谷林字草谷七拾五番地で出生										父	下 山 竹 郎
父下山竹郎届出同月八日受附入籍⑩										母	里 代
昭和六拾年六月七日太田雪美と婚姻届出丘山郡浜畑町大字谷林字草谷七拾五番地下山竹郎戸籍より入籍⑩										男長	

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。

平成 式 年 六 月 式 拾 五 日 本 籍 で 出 生 父 下 山 竹 一 届 出 同 月 式 拾 六 日 受 附 入																籍 印	
																母	父
																女 式	
実 花																平成 式 年 六 月 式 拾 五 日	
生出																母	父
生出																母	父

戸籍 本籍氏名	(3の1)	全部事項証明
	〇〇県丘山郡浜畑町大字谷林字草谷75番地 下山 竹一	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成17年7月9日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記録されている者	【名】竹一 【生年月日】昭和35年7月7日 【父】下山竹郎 【母】下山里代 【続柄】長男	
除籍		
身分事項 出生	【出生日】昭和35年7月7日 【出生地】〇〇県丘山郡浜畑町 【届出日】昭和35年7月8日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】昭和60年6月7日 【配偶者氏名】太田雪美 【従前戸籍】〇〇県丘山郡浜畑町大字谷林字草谷75番地 下山竹郎	
死亡	【死亡日】平成25年5月7日 【死亡時分】午前10時 【死亡地】〇〇県丘山郡浜畑町 【届出日】平成25年5月8日 【届出人】親族 下山雪美	
戸籍に記録されている者	【名】雪美 【生年月日】昭和39年2月9日 【父】太田貞生 【母】太田孝美 【続柄】二女	
身分事項 出生	【出生日】昭和39年2月9日 【出生地】〇〇県丘山郡浜畑町 【届出日】昭和39年2月10日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】昭和60年6月7日	

発行番号 〇〇〇〇〇

以下次頁

(3の2)		全部事項証明
配偶者の死亡	【配偶者氏名】下山竹一 【従前戸籍】丘山郡浜畑町大字谷林字草谷83番地 太田貞生	
養子縁組	【配偶者の死亡日】平成25年5月7日	
	【縁組日】平成26年8月10日 【養子氏名】近山次郎 【送付を受けた日】平成26年8月12日 【受理者】〇〇県赤林市長	
戸籍に記録されている者	【名】由美 【生年月日】昭和62年6月11日 【父】下山竹一 【母】下山雪美 【続柄】長女	
除籍		
身分事項 出生	【出生日】昭和62年6月11日 【出生地】〇〇県丘山郡浜畑町 【届出日】昭和62年6月12日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】平成27年8月10日 【配偶者氏名】下山次郎 【新本籍】丘山郡浜畑町大字谷林字草谷75番地 【称する氏】夫の氏	
戸籍に記録されている者	【名】実花 【生年月日】平成2年6月25日 【父】下山竹一 【母】下山雪美 【続柄】二女	
除籍		
身分事項 出生	【出生日】平成2年6月25日 【出生地】〇〇県丘山郡浜畑町 【届出日】平成2年6月26日 【届出人】父	
婚姻	【婚姻日】平成30年7月22日 【配偶者氏名】村丘三朗 【新本籍】丘山郡大浜町大字中浜字谷石28番地 【称する氏】夫の氏	

発行番号 〇〇〇〇〇

以下次頁

(3 の 3) 全 部 事 項 証 明	
戸籍に記録されている者	【名】次郎 【生年月日】昭和 6 0 年 3 月 1 2 日 【父】近山春生 【母】近山正美 【続柄】二男
除 籍	
身分事項	
出 生	【出生日】昭和 6 0 年 3 月 1 2 日 【出生地】〇〇県赤林市 【届出日】昭和 6 0 年 3 月 1 4 日 【届出人】父
養子縁組	【縁組日】平成 2 6 年 8 月 1 0 日 【養母氏名】下山雪美 【送付を受けた日】平成 2 6 年 8 月 1 2 日 【受理者】〇〇県赤林市長 【従前戸籍】〇〇県赤林市西区松川町大福 5 7 番地 近山春生
婚 姻	【婚姻日】平成 2 7 年 8 月 1 0 日 【配偶者氏名】下山由美 【新本籍】丘山郡浜畑町大字谷林字草谷 7 5 番地 【称する氏】夫の氏

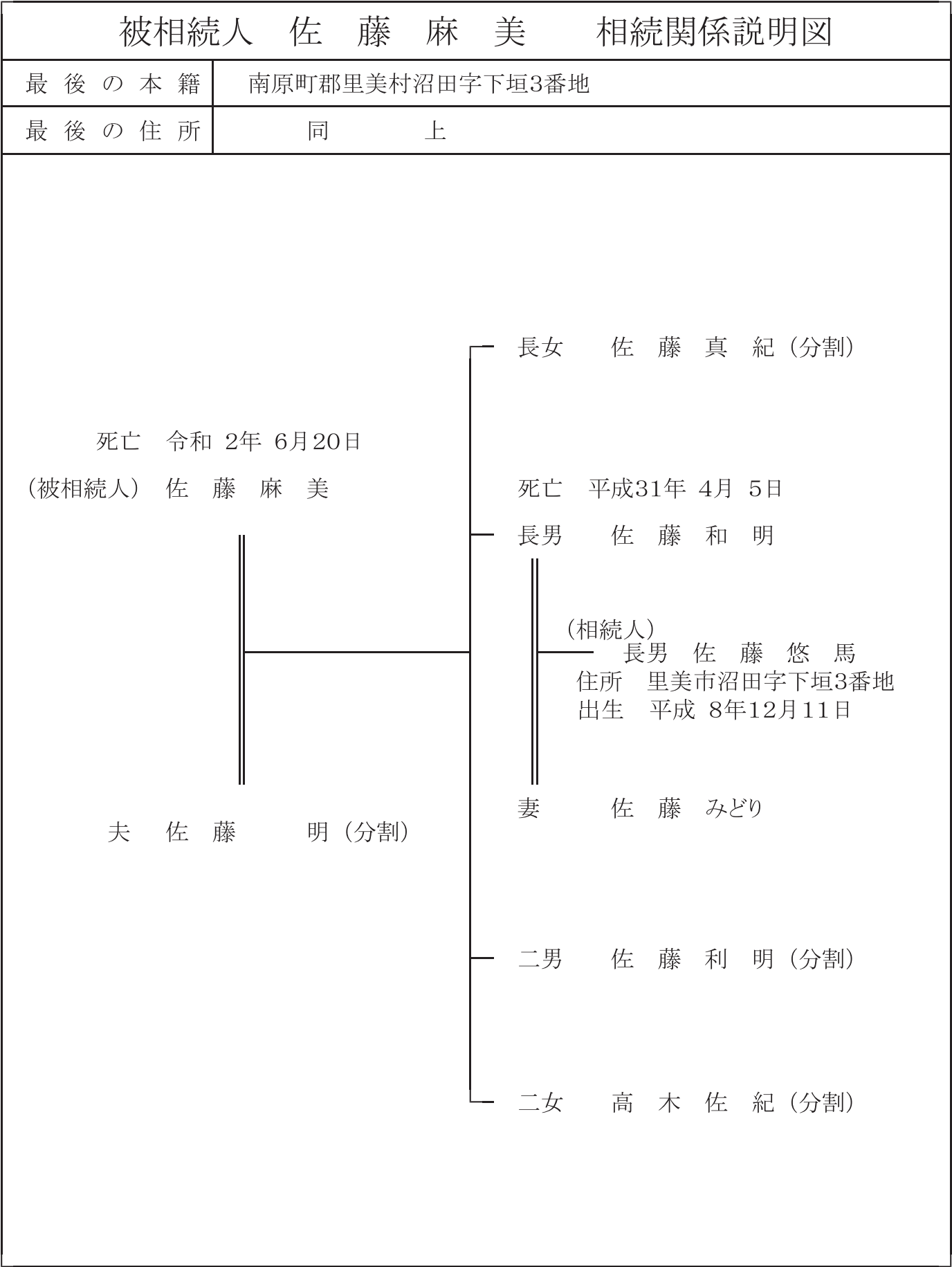
発行番号 〇〇〇〇〇

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
〇〇年〇〇月〇〇日

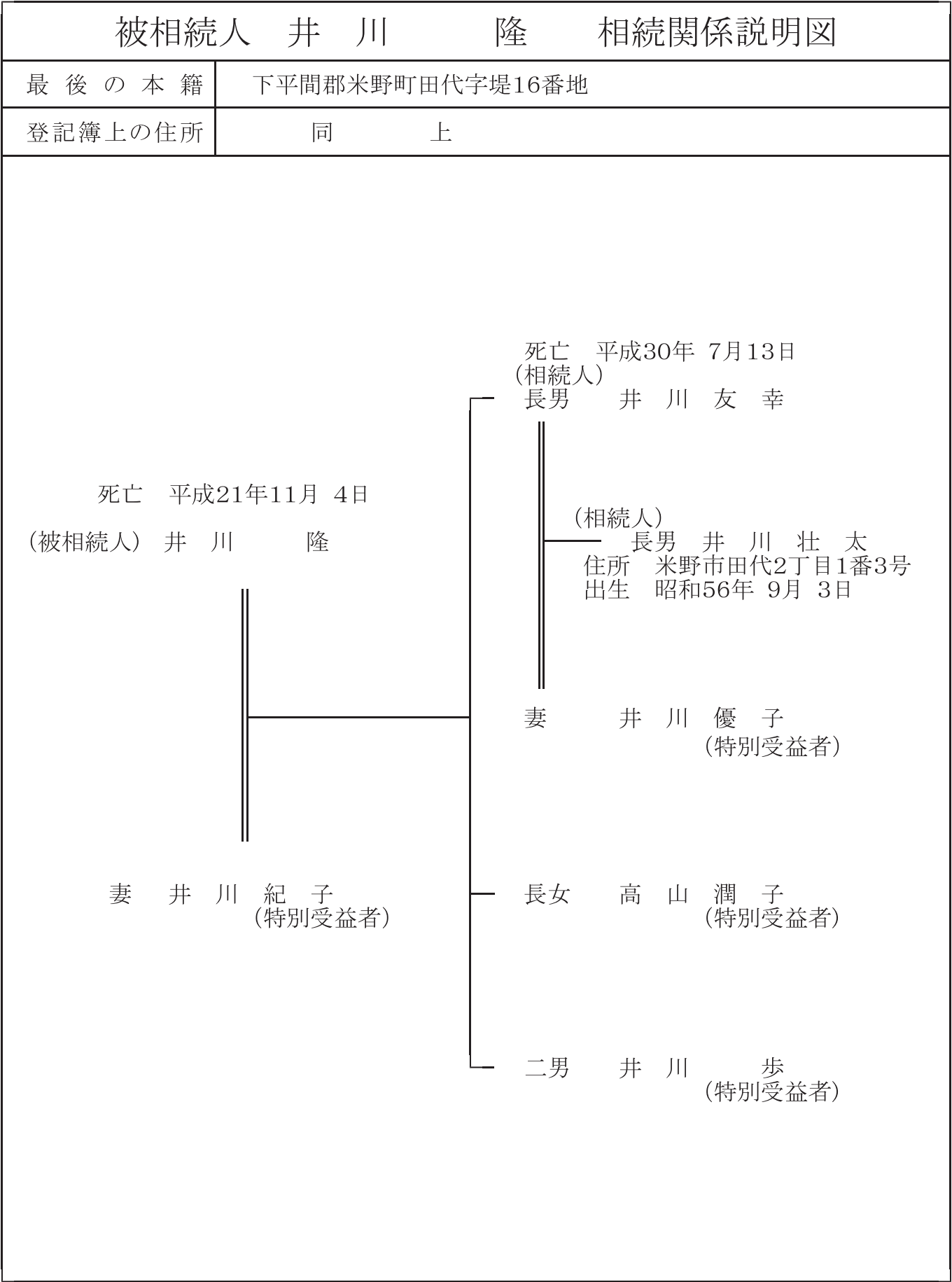
〔別紙 4〕

相 続 関 係 説 明 図

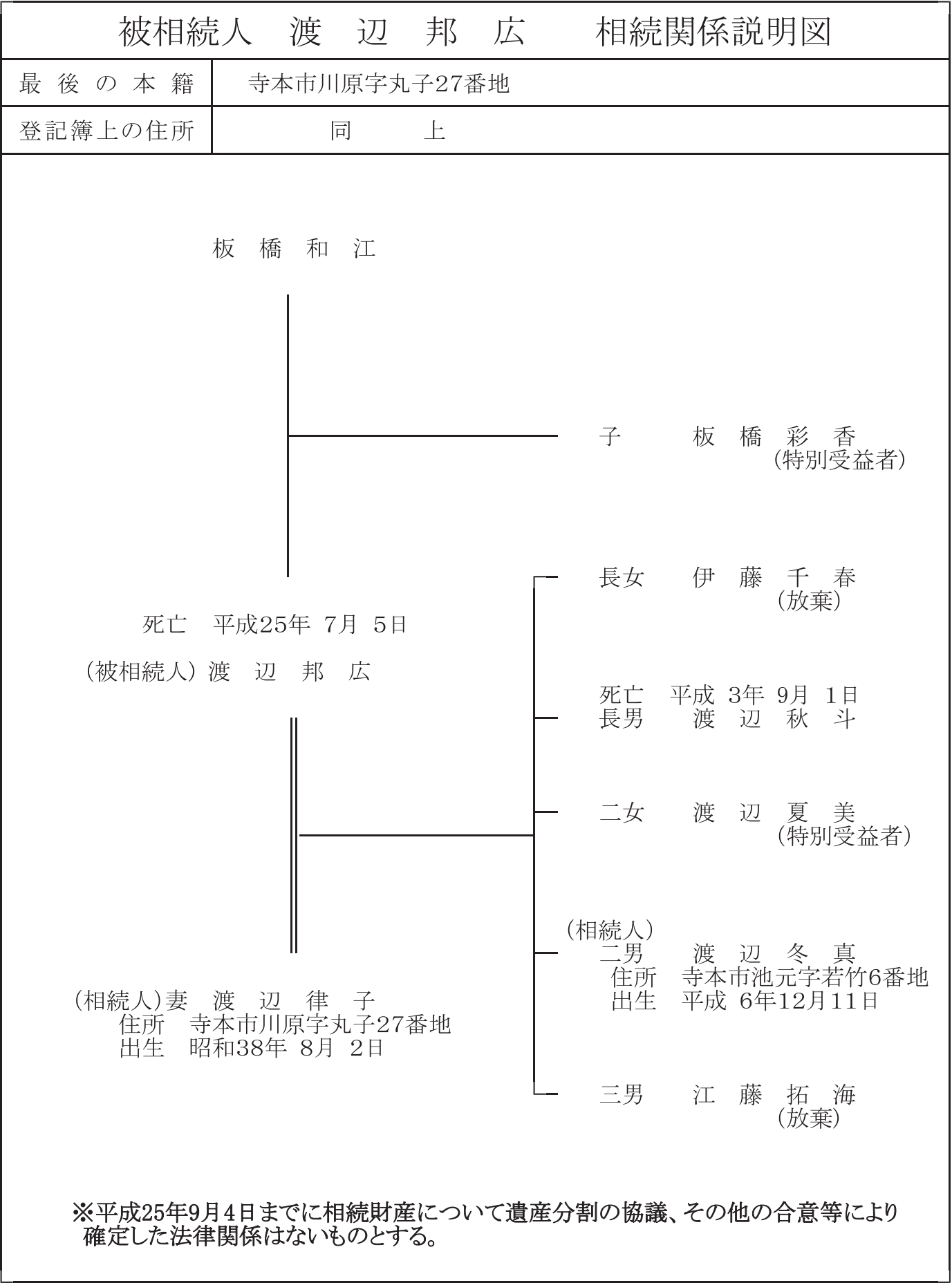
(その1)



(その2)



(その3)



〔別紙 5〕

所有權登記名義人關係書類

不在籍証明書

証明書

(本 籍) 沢水市大正字増田3番地1

(氏 名) 仲 本 竜 一

昭和58年 3月20日生

上記の者について、上記記載のところには、戸籍、原戸籍、除籍簿上に本籍の記載がないことを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県沢水市長 〇〇 〇〇〇

市長印

※ 住民登録(住民基本台帳除票)上に記載がないことの不在住証明書も、上記と同じく受けているものとし省略する。

戸籍を証する書類

(その1)

(1の1)

個人事項証明

本 氏 籍 名	〇〇県沢水市大正字増田3番地1 仲 本 龍 一
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成25年6月4日
戸籍に記録されている者	【名】龍一 【生年月日】昭和58年3月20日 【配偶者区分】夫 【父】仲本章一 【母】仲本由子 【続柄】長男
身分事項 出 生	【出生日】昭和58年3月20日 【出生地】〇〇県中尾山郡沢水町 【届出日】昭和58年3月24日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】平成25年6月4日 【配偶者氏名】藤田有紀 【従前戸籍】〇〇県沢水市大正字増田3番地 仲本章一
以下余白	

発行番号000000

これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県沢水市長 〇〇 〇〇〇

市長印

※ 住所は登記簿に記載された住所と同じとし、住所を証する書類は省略する。

- 24 -

戸籍の附票

		(1の1)	附 票 の 個 人 証 明
氏 名		本 籍	
安 食 誠		〇〇県柿崎郡並木町赤木字三沢11番地 〇〇県並木市赤木2丁目11番地	
附票記録事由欄	平成19年5月14日改製		
名	住 所	住所を定めた日	記 録 事 項 欄
誠	〇〇県柿崎郡並木町赤木字三沢1番地	平成2年7月13日	
	〇〇県柿崎郡並木町赤木字三沢11番地	平成2年7月13日	平成20年8月25日 地番錯誤届出
	〇〇県並木市赤木2丁目11番地	平成2年7月13日	行政区画及び土地の 名称変更 平成27年6月18日
発行番号000000 これは、戸籍の附票中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。			
〇〇年〇〇月〇〇日		〇〇県並木市長 〇〇 〇〇〇	
		市長印	

(その2)

住 民 票						
		住民とな った日	平成2年 7月13日	住民票コード 個人番号	省 略 省 略	
氏 名	安 食 誠		続 世帯主	世 帯 主	安 食 誠	
生年月日	平成2年7月13日	性 別	男	柄		
住 所	並木市赤木2丁目11番地			住所を定めた日	平2.7.13	届 出 年 月 日
本 籍	〇〇県柿崎郡並木町赤木字三沢11番地 〇〇県並木市赤木2丁目11番地			筆 頭 者	安 食 誠	
従 前 転 出	柿崎郡並木町赤木字三沢11番地			平27.6.18 名称変更		
平20.9.17 改製により作成						
この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。						
〇〇年〇〇月〇〇日		〇〇県並木市長 〇〇 〇〇〇		市長印		

〔別紙 6〕

地 積 測 量 図

地番	(A) 12-2, (B) 12-3	地積測量図	
土地の所在	藤山市片岡字新田		

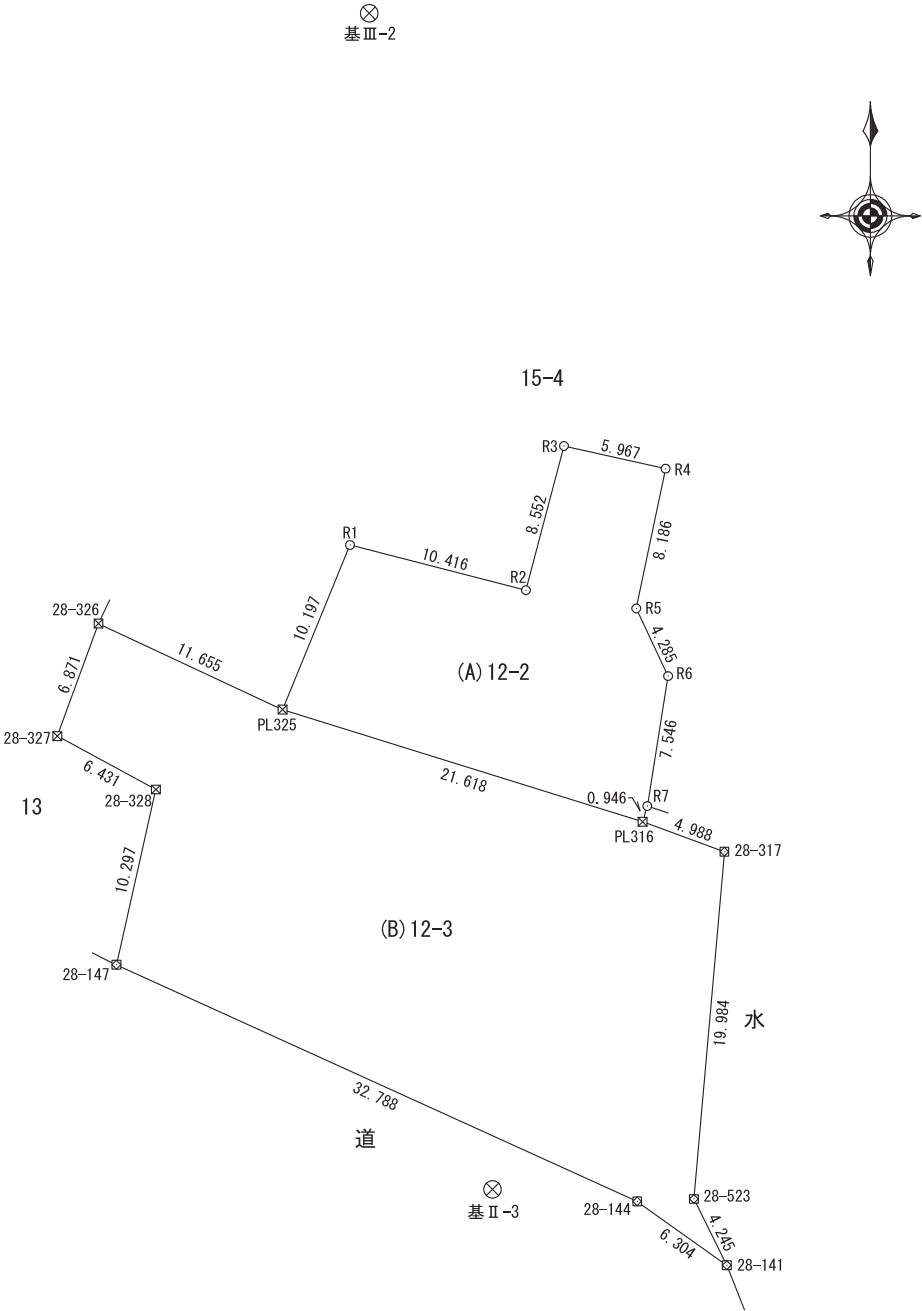
座標求積表（世界測地系）				
地番	(A) 12-2			
N0	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	距離
PL316	-198694.452	-61196.898	-4153310.130156	0.946
R7	-198693.544	-61196.634	-289496.493608	7.546
R6	-198686.093	-61195.441	125569.610776	4.285
R5	-198682.216	-61197.266	29206.285752	8.186
R4	-198674.204	-61195.588	823504.575580	5.967
R3	-198672.903	-61201.411	1589780.569806	8.552
R2	-198681.173	-61203.590	2437221.949191	10.416
R1	-198678.581	-61213.678	2770970.169207	10.197
PL325	-198688.020	-61217.537	-3333984.975600	21.618
倍面積			-538.439052	
面積			269.2195260	
地積			269	m ²

地番	(B) 12-3			
N0	Xn	Yn	Xn・(Yn+1-Yn-1)	距離
28-317	-198696.162	-61192.212	582775.843146	4.988
PL316	-198694.452	-61196.898	5031936.996900	21.618
PL325	-198688.020	-61217.537	6198867.535980	11.655
28-326	-198683.087	-61228.097	2567581.533301	6.871
28-327	-198689.539	-61230.460	-654284.651927	6.431
28-328	-198692.600	-61224.804	-675157.454800	10.297
28-147	-198702.646	-61227.062	-5482404.705786	32.788
28-144	-198716.215	-61197.213	-6952086.781775	6.304
28-141	-198719.871	-61192.077	-645442.141008	4.245
28-523	-198716.069	-61193.965	26826.669315	19.984
倍面積			-1387.156654	
面積			693.5783270	
地積			693	m ²

地番	12-2	
公簿	合計面積	誤差面積
954	962.7978530	8.7978530
	地積	8.79

（測量精度区分 甲3 許容範囲を超える）
許容値＝（0.10＋0.02^{1/4}√954）√954＝6.52㎡

使用基準点（世界測地系）			
既知点の名称	X座標	Y座標	備考
四等三角点 野黒	-189746.035	-55407.612	みかげ石
基Ⅱ-3	-198715.520	-61205.508	金属標
基Ⅲ-2	-198648.093	-61212.573	金属標



境界標の種類
○ 測点
☒ プラスチック杭
☒ 鋳鉄
⊗ 基準点

測量年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	平面直角座標系	第〇系
-------	-----------	---------	-----

作成者	省略	(〇〇年〇〇月〇〇日 作成)	申請人	省略	単位	メートル
					縮尺	省略